

平成30年10月18日 岡山市消費生活センター

## 光回線サービスの変更は、内容をよく理解してから

## 事例:

(事例1)「電力工事のお知らせに訪問したい」と言われ、契約中の電力会社だと思い話を聞いた。

「この地域は皆、この光回線にしている」と変更が必要であるかのように言われ、 書類に記入したら、別会社への光回線 申込だった。(70歳代 女性)

(事例2)契約中の大手通信事業者A を名乗る電話があり、「光コラボの 案内。今より千円ほど安くなる」と 勧誘された。A社のプラン変更だと 思い手続きをしたら、別会社との契約 になっていた。(60 歳代 男性)

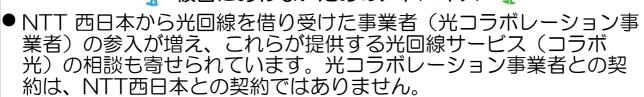


※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第318号より抜粋





## 被害にあわないためのアドバイス



- ●「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約 だった場合、今の料金より高くなることがあります。
- ●勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名な ど契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと 思った場合は、きっぱり断りましょう。
- コラボ光は、電気通信事業法の解約ルールである「初期契約解除制度」の対象です。解約したいと思ったら、すぐに光コラボレーション事業者に申し出ましょう。心配なときは、お早めに消費生活センターにご相談ください。

	市消費生活センター							
電話	(086) 803-1109							
相談日	月曜~金曜							
時 間 9時~16時								

または

			消	費	生	活	セ	ン	タ	ļ
ţ	電	話	(0	86	3) 2	226	3-(	9	99	
				火	曜	~		曜		
	時	間		91	·诗~	16	<del>5</del> 30	分		